

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学事務組織規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
本則 第2章 事務組織 (新設)	本則 第2章 事務組織 <u>(副部長)</u> <u>第12条の2 事務局の部に、副部長を置くことができる。</u> <u>2 副部長は、部長を補佐する。</u>	

附 則 (規程第49号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。